

有限会社 どれみ 身体拘束適正化のための指針

I. 理念

身体拘束は、利用児の活動の自由を制限することであり、利用児の尊厳ある活動を阻むものであります。(有)どれみでは、利用児の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない発達支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束廃止の基準

サービス提供にあたっては、当該利用児等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 緊急性:利用児本人又は他の利用児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

* 身体拘束を行う場合には、以上の3要件を満たすことが必要です。

II. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

(有)どれみにおいては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用児等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件をすべて満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力します。

(3) 発達支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を常時させないために以下の事に取り組みます。

- ① 利用児主体の行動・尊厳ある活動に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用児の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用時の想いを汲み取り、利用児又は家族の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用児の安全を確保する観点から、利用児の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるといふような行為は行わない。
万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用児に主体的な活動をしていただけるように努める。

III. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

(有)どれみでは、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束適正化委員会」を設置します。

① 設置目的

- 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束廃止に関する職員への指導
- 身体拘束ゼロを目指して、利用児に身体拘束をすることがないよう、安全な環境を目指して職員研修や事業所の環境整備等の実施

② 身体拘束適正化委員会の構成員

- 1)代表取締役 2)取締役 3)永山こども発達支援センター ぼの センター長
- 4)放課後等デイサービス事業部長 5)ぼの 副センター長 6)ぼの KIDS 施設長
- 7)どれみ Base 施設長 8)どれみ Grow 施設長 9)どれみ Challenge 施設長

③ 委員会の開催

- 3か月に1回開催する。
- 必要時には随時開催する。

④ 身体拘束適正化委員会での取り組み

- (ア) 身体拘束等について報告するための様式を整備する。

- (イ) 従業者は身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アに様式に従い、身体拘束等について報告する。
- (ウ) 身体拘束適正化委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析する。
- (エ) 事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正化性と適正化策を検討する。
- (オ) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
- (カ) 適正化策を講じた後に、その効果について検証する。

IV. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用時の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① 会議の実施

- 緊急やむを得ない状況になった場合、管理者を中心として、事業所スタッフが集まり、拘束による利用児の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。
- 要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由について検討し本人・家族に対する説明文を個別支援計画に記載します。
- 廃止に向けた取組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用児又は家族に対しての説明

- 身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を十分に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- 身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と行っている内容と方向性、利用児の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

- 身体拘束に関する記録は日々の支援記録にその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討します。

④ 拘束の解除

- ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人・家族に報告をおこないます。

V. 身体拘束の適正化・改善のための職員研修等

発達支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束の適正化と人権を尊重した支援の励行を図り、教育を行います。

- ① 定期的な研修(年1回)の実施
- ② その他必要な教育の実施

VI. 指針の閲覧について

(有)どれみの身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも家族等が自由に閲覧できるように、当社のホームページに公表します。

VII. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、発達支援に係る職員全体で以下の点について十分話し合い共有認識を持ち、拘束をしなくても良い取組みが必要です。

- マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか
- 強度行動障害があるということで、安易に拘束をしていないか
- 拘束をしなければ、他利用児が怪我をするという先入観だけで安易に拘束をしていないか
- サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。他の施策、手段はないのか

施行日:令和7年4月1日